

水道局職場改善運動「かいぜん Water」推進委員会及び実行委員会設置要綱

(平成 18 年 6 月 29 日局長決)

(最近改正 令和 8 年 3 月 27 日研修・厚生担当課長決)

(設置)

第 1 条 水道局における職場改善運動の円滑な運営を図り、また諸活動のさらなる充実を期するため、水道局職場改善運動「かいぜん Water」推進委員会（以下、「推進委員会」という。）及び実行委員会を設置する。

(構成)

第 2 条 推進委員会は、推進委員によって構成するものとし、推進委員は、水道局職員の公募により選考し、局長が任命する。

また、推進委員会には、推進委員経験者等のサポートメンバーを加えることができる。

2 実行委員会は、各所属からの推薦による管理職員によって構成するものとし、実行委員は局長が任命する。

(推進委員の所管事務)

第 3 条 推進委員の主な事務は次のとおりとする。

- (1) 水道局における職場改善運動の全体計画の企画・実行管理
- (2) 水道局内各職場における改善提案の情報発信・局報等の記事、編集
- (3) 水道局内での職場改善運動に係る諸行事、研修等の企画・運営
- (4) 改善提案の進捗状況把握
- (5) 改善提案の公表方法等の策定
- (6) 削除
- (7) その他

(実行委員の所管事務)

第 4 条 実行委員の主な事務は次のとおりとする。

- (1) 水道局における職場改善運動の状況把握及び協力体制の充実
- (2) 水道局内での職場改善運動に係る諸行事、研修等の企画・運営
- (3) 水道局内各職場における改善提案の推進及び進捗状況把握
- (4) その他

(任期)

第 5 条 推進委員及び実行委員の任期は、任命日から約 1 年間とする。

2 サポートメンバーの任期は、任命日から約半年間とする。なお、必要に応じて延長することができる。

(庶務)

第 6 条 推進委員会及び実行委員会の庶務は、総務部職員課（研修・厚生担当）において処理する。

(その他)

第 7 条 本要綱に定める事項のほか、推進委員会及び実行委員会の運営に必要な事項は、研修・厚生担当課長が定める。

附 則

本要綱は平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。